

三井住友信託銀行が実施する 不二製油グループ本社株式会社に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る第三者意見

JCR は、三井住友信託銀行が実施する不二製油グループ本社株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンスに対し、第三者意見書を提出しました。

<要約>

本第三者意見書は、三井住友信託銀行株式会社（以下、「三井住友信託銀行」）が不二製油グループ本社株式会社（以下、「不二製油グループ本社」）に実施するポジティブ・インパクト・ファイナンス（以下、「PIF」）に対して、国連環境計画金融イニシアティブ（以下、「UNEP FI」）の策定した PIF 原則及び資金用途を限定しない PIF モデル・フレームワークへの適合性を検討したものである。株式会社日本格付研究所（以下、「JCR」）は、PIF 第4原則で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、独立した第三者機関として、(1) PIF による資金調達を行う不二製油グループ本社が作成したポジティブ・インパクト評価の枠組み及び設定したインパクト指標の合理性、(2)三井住友信託銀行が作成した PIF の商品組成の PIF 原則に対する準拠性についてレビューを行った。

(1) 不二製油グループ本社のポジティブ・インパクト評価の枠組みとインパクト指標

不二製油グループ本社は、人と地球の健康という課題に対して植物性食品素材によるソリューションで取り組み、社会の一員としてサステナブル社会に貢献することを経営理念とし、その詳細を「グループ憲法」として定め、全世界の従業員に周知徹底している。JCR では、不二製油グループにおいて、事業活動を遂行するうえでサステナビリティを考慮するため、経営陣から従業員に至るまで十分な情報と価値の共有が図られる体制が確保されていることを確認した。不二製油グループ本社の主要テーマは当社の CSR 重点領域においても事業戦略上およびステークホルダーにとって重要度の高い社会課題の解決に資する内容となっている。よって、インパクトセンター及びインパクトカテゴリーの選定は妥当であり、重要な社会課題の解決に資するテーマが抽出されていると評価している。

JCR では、UNEP FI が策定したモデル・フレームワーク（以下、「フレームワーク」）に定められた確認項目に従い、包括的インパクト分析と特定された個別インパクトの適切性を確認した。この結果、当社のインパクト分析内容は、同フレームワークを活用し、妥当な分析結果であると評価している。

(2) 三井住友信託銀行の PIF 商品組成の PIF 原則に対する準拠性

三井住友信託銀行の PIF 評価フレームワークについて、商品組成の適切性と社内規定・体制整備状況および一般的な PIF 評価手続きの適切性について、PIF 原則との整合性を確認した結果、全項目について、その要件を満たしていることを確認した。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見

評価対象：三井住友信託銀行株式会社が実施する不二製油グループ本社株式会社に
対するポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）評価書

平成 31 年 3 月 25 日
株式会社 日本格付研究所

目次

<要約>	- 3 -
I. 第三者意見の位置づけと目的	- 4 -
II. 第三者意見対象の概要	- 4 -
III. 不二製油グループ本社株式会社のポジティブ・インパクト評価について	- 5 -
1. サステナビリティの取り組みと推進のためのガバナンス体制に係る評価	- 5 -
1-1. 不二製油グループの概要	- 5 -
1-2. 不二製油グループ本社のサステナビリティの取り組み	- 5 -
2. 包括的なインパクト分析及びインパクトの特定に係る評価	- 6 -
2-1. 包括的なインパクト分析の概要	- 6 -
2-2. JCR による評価	- 6 -
3. 主要なインパクト測定指標 (KPI) に係る評価	- 8 -
3-1. 個別インパクト指標の設定	- 8 -
3-2. JCR による評価	- 9 -
4. インパクト指標のモニタリング内容と方法の適切性	- 11 -
5. PIF フレームワークの活用状況	- 11 -
IV. 三井住友信託銀行の PIF の商品組成及びフレームワークについて	- 12 -
1. 原則1 定義	- 12 -
2. 原則2 フレームワーク	- 13 -
3. 原則3 透明性	- 14 -
4. 原則4 評価	- 14 -
V. 結論	- 15 -

<要約>

本第三者意見書は、三井住友信託銀行株式会社（以下、「三井住友信託銀行」）が不二製油グループ本社株式会社（以下、「不二製油グループ本社」）に実施するポジティブ・インパクト・ファイナンス（以下、「PIF」）に対して、国連環境計画金融イニシアティブ（以下、「UNEP FI」）の策定した PIF 原則及び資金使途を限定しない PIF モデル・フレームワークへの適合性を検討したものである。株式会社日本格付研究所（以下、「JCR」）は、PIF 第4原則で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、独立した第三者機関として、(1) PIF による資金調達を行う不二製油グループ本社が作成したポジティブ・インパクト評価の枠組み及び設定したインパクト指標の合理性、(2)三井住友信託銀行が作成した PIF の商品組成の PIF 原則に対する準拠性についてレビューを行った。

(1) 不二製油グループ本社のポジティブ・インパクト評価の枠組みとインパクト指標

不二製油グループ本社は、人と地球の健康という課題に対して植物性食品素材によるソリューションで取り組み、社会の一員としてサステナブル社会に貢献することを経営理念とし、その詳細を「グループ憲法」として定め、全世界の従業員に周知徹底している。JCR では、不二製油グループにおいて、事業活動を遂行するうえでサステナビリティを考慮するため、経営陣から従業員に至るまで十分な情報と価値の共有が図られる体制が確保されていることを確認した。不二製油グループ本社の主要テーマは当社の CSR 重点領域においても事業戦略上およびステークホルダーにとって重要度の高い社会課題の解決に資する内容となっている。よって、インパクトセンター及びインパクトカテゴリーの選定は妥当であり、重要な社会課題の解決に資するテーマが抽出されていると評価している。

JCR では、UNEP FI が策定したモデル・フレームワーク（以下、「フレームワーク」）に定められた確認項目に従い、包括的インパクト分析と特定された個別インパクトの適切性を確認した。この結果、当社のインパクト分析内容は、同フレームワークを活用し、妥当な分析結果であると評価している。

(2) 三井住友信託銀行の PIF 商品組成の PIF 原則に対する準拠性

三井住友信託銀行の PIF 評価フレームワークについて、商品組成の適切性と社内規定・体制整備状況および今般の PIF 評価手続きの適切性について、PIF 原則との整合性を確認した結果、全項目について、その要件を満たしていることを確認した。

I. 第三者意見の位置づけと目的

JCRは、三井住友信託銀行が不二製油グループ本社に実施するPIFに対して、第三者評価を、UNEP FIの策定したPIF原則及び資金使途を限定しないPIFモデル・フレームワークに即して行った。PIFとは、SDGsの目標達成に向けた企業活動を、金融機関として審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクト（PI）を特定・評価の上、融資を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF原則は、4つの原則からなる。すなわち、第1原則は、SDGsに資する三つの柱（環境、社会、経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること、第2原則は、PIF実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第3原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細や評価・モニタリングプロセス並びにポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第4原則は、ポジティブ・インパクト商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

JCRは、PIF第4原則で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、独立した第三者機関として、PIFによる資金調達を行う不二製油グループ本社株式会社が作成したポジティブ・インパクト評価の枠組み及び設定したインパクト指標の合理性および三井住友信託銀行が作成したPIFの商品組成のPIF原則に対する準拠性についてレビューを行うことを目的とする。

II. 第三者意見対象の概要

今次評価の対象は、三井住友信託銀行が、不二製油グループ本社株式会社との間で平成31年3月27日付にて契約を締結する、資金使途を限定しないPIFである。

JCRは第三者意見を、PIFを受ける不二製油グループ本社及びPIFを実行する三井住友信託銀行それぞれについて提供する。

<不二製油グループ本社に係る評価項目>

1. サステナビリティの取り組みと推進のためのガバナンス体制の構築
2. 包括的インパクト分析（ズームアウト）および個別インパクト（ズームイン）の特定の適切性
3. 主要なインパクト測定指標（KPI）の妥当性と精度
4. インパクト指標のモニタリング内容と方法の適切性
5. PIFフレームワークの活用状況

<三井住友信託銀行に係る評価項目>

1. 同行が組成した商品(PIF)が、UNEP FIのPIF原則及び関連するガイドラインに準拠しているか（プロセス及び商品組成手法は適切か、またそれらは社内文書で定められているかを含む）、
2. 社内で定めた規定に従い、不二製油グループが作成したポジティブ・インパクト・フレームワークを適切に評価できているか

III. 不二製油グループ本社株式会社のポジティブ・インパクト評価について

本項では、不二製油グループ本社に対する PIF の組成に際し、UNEP FI のモデル・フレームワークに適合した手順でインパクト分析が実施されているか、インパクトの特定は適切か、また、モニタリング指標として抽出されたインパクトの影響度（①多様性、②有効性、③効率性、④倍率性、⑤追加性）を確認する。

1. サステナビリティの取り組みと推進のためのガバナンス体制に係る評価

1-1. 不二製油グループの概要

対象会社である不二製油グループ本社は、子会社 37 社、関連会社 6 社等で構成され、油脂製品、製菓・製パン素材製品、大豆製品の製造販売を主たる事業として行っている。

油脂部門では、精製油及びチョコレート用油脂等の油脂製品を、不二製油株式会社(以下、「不二製油」)が製造販売している他、シンガポール、アメリカ、ベルギー、中国、マレーシア、タイ等のグループ会社生産拠点でも製造を行っており、グループ内及び海外市場に向けて販売している。

製菓・製パン素材部門では、チョコレート、クリーム、マーガリン、ショートニング及びチーズ風味素材を不二製油が製造販売している。シンガポールにおいては、調製品等を製造し、不二製油及びアジア市場に向けて販売している。インドネシア、マレーシア、中国、ブラジルの生産拠点では、業務用チョコレートを製造し、アジア、中国、ブラジル市場に販売している。大豆部門では、大豆たん白食品、豆乳製品を、不二製油が製造販売している他、グループ会社でも製造販売を行っている。中国においても大豆たんぱく食品の製造販売を行っている。

1-2. 不二製油グループ本社のサステナビリティの取り組み

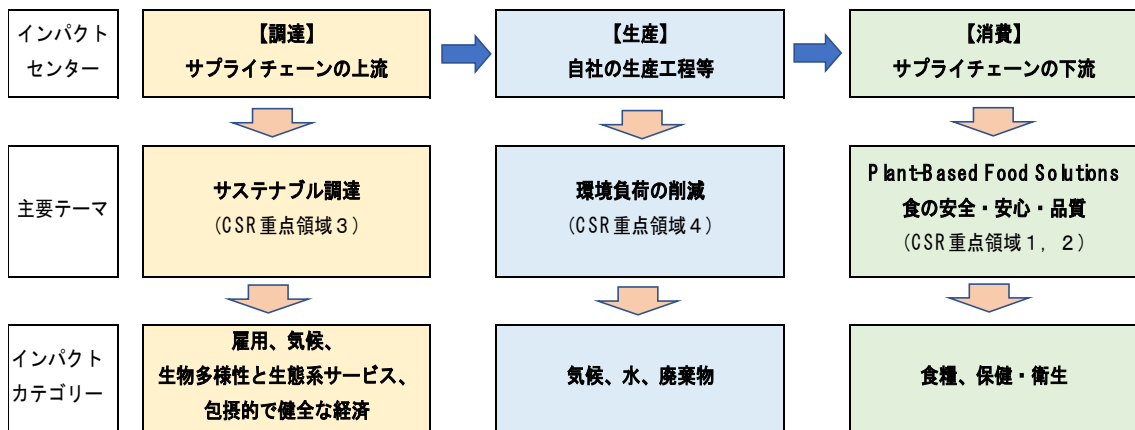
不二製油グループの統合報告書において、当社の企業価値は、「人々が抱える課題を解決し、社会に貢献すること」と明示している。当社は人と地球の健康という課題に対して植物性食品素材によるソリューションで取り組み、社会の一員としてサステナブル社会に貢献することを経営理念とし、その詳細を「グループ憲法」として定め、全世界の従業員に周知徹底している。グループ憲法の下、サステナビリティに関連する方針や戦略が明確に定められている。サステナビリティに関する体制としては、不二製油グループ本社に ESG 委員会が取締役会の諮問機関という位置づけで設置されており、CSR 重点テーマの特定は、同委員会での検討を経たうえで取締役会に承認を得ることとなっている。JCR では、不二製油グループにおいて、事業活動を遂行するうえでサステナビリティを考慮するため、経営陣から従業員に至るまで十分な情報と価値の共有が図られる体制が確保されていることを確認した。

2. 包括的なインパクト分析及びインパクトの特定に係る評価

2-1. 包括的なインパクト分析の概要

不二製油グループ本社は包括的なインパクト分析に当たり、グループ全体について、セグメント、エリア、サプライチェーンの多様な切り口から、インパクトを生み出す要因を分析している。これにより会社全体の事業活動について、くまなく網羅した分析となっている。当該分析の結果、インパクトセンターは、サプライチェーンの上流（原料調達）、中流（生産・販売等を行う工場の活動）、下流（消費）別に下表の通り特定された。各インパクトセンターについて、持続可能な開発の3つの側面（経済、環境、社会）のいずれかにおいて潜在的なプラスとマイナスの影響が特定されている（下表参照）。

サプライチェーンをベースとした全体の俯瞰



2-2. JCR による評価

上表に示した通り、主要テーマは当社の CSR 重点領域においても事業戦略上およびステークホルダーにとって重要度の高い社会課題の解決に資する内容となっている。よって、インパクトセンター及びインパクトカテゴリーの選定は妥当であり、重要な社会課題の解決に資するテーマが抽出されていると評価している。

また、JCR では、UNEP FI のフレームワークに定められた確認項目に従い、以下の通り包括的インパクト分析と特定された個別インパクトの適切性を確認した。この結果、当社のインパクト分析内容は、同フレームワークを活用し、妥当な分析結果であると評価している。

フレームワーク確認項目	JCRによる確認結果
事業所・事業国に関連する重要な持続可能性の課題、活動がこれらに貢献しているか含め、事業会社のセクターと活動のタイプを考慮しているか。	国内外に所在する事業会社全体にわたる分析、事業セグメント毎分析、およびサプライチェーンの段階別に分けた分析により、事業会社のセクター・活動別のインパクトが包括的に考慮されている。

フレームワーク確認項目	JCRによる確認結果
<p>関連する市場慣行と基準の検討及び事業会社がこれらを遵守しているかどうか</p>	<p>サプライチェーンをベースとした全体の俯瞰でCSR重点テーマ及びSDGs目標と紐づけた検討を行っている。</p> <p>また、以下の国際的なイニシアティブの遵守が確保されている。</p> <p>NDPE（森林破壊ゼロ、泥炭地開発ゼロ、搾取ゼロ）活動とRSPO（持続可能なパーム油円卓会議）への参画、CDPによる非財務情報開示対応、FSSC22000またはISO2200の取得など。</p>
<p>CSR報告書等において公に表明されているプラスの影響を生み出し、マイナスの影響を管理する戦略的意図やコミットメントを検討しているか。</p>	<p>CSR重点テーマについてマテリアリティマップを策定し比較考量した結果、重要と思われる事項について、戦略的な対応についてコミットメントを行っている。</p> <p>例えば、パーム油の持続可能な調達におけるマイナスの影響を管理するため、日本企業で初めてグリーンバンスメカニズムを構築し、サステナブル調達時の労働者・地域住民等からの苦情受付とサプライヤーに対する働きかけを行っている。</p> <p>また、搾油工場までのパーム油のトレーサビリティについて現在98%達成しているが、これを100%まで上げる目標を設定し、パーム油のサプライチェーンにおける持続可能性向上に努めている。</p>
<p>国際的なイニシアティブ等を用いてポジティブな影響を生み出すセクターや活動、または地理的な場所や経済主体のタイプが特定されている。</p>	<p>個別インパクトの特定でバリューチェーン上の調達、生産、消費のプロセスをインパクトセンターとして特定している。</p> <p>特に持続可能な調達の観点からは、RSPOに参画し、NDPEに努めているほか、環境負荷低減の一環としてCDPへの開示を通じ、削減目標の設定とその努力につとめている。また一連の対応策は国内外の全事業所で周知徹底されている。</p>
<p>持続可能な方法で行わなければ重大なマイナス影響を引き起こしうる活動への関与を考慮する。</p>	<p>特にサプライチェーンの上流で、「サステナブル調達（持続可能な調達）」を事業会社が率先して行うことで、パーム油のプランテーションにおける環境破壊や労働環境の悪化を未然に防ぐことに貢献している。</p>
<p>事業会社の活動に関連する潜在的なマイナス影響について、開示内容と実際の行動に明らかな矛盾がないかなどを特定するために利用可能な情報を検証する。</p>	<p>JCRは、三井住友信託銀行が作成したPIF評価書を踏まえ、不二製油グループ本社にヒアリングを実施し、開示内容と実際の活動内容に一貫性があることを確認した。</p>

3. 主要なインパクト測定指標(KPI)に係る評価

3-1. 個別インパクト指標の設定

包括的なインパクトから個別のインパクトを抽出するプロセスにおいて、不二製油グループ本社はインパクト・レーダーを用いて網羅的な検討を行った後、3つのサプライチェーンの段階に応じ、実現したいプラスのインパクト又は軽減したいマイナスのインパクトと今後のモニタリング対象となる主要インパクト指標（Key Performance Indicator (KPI)）を、以下の通り特定した。

(1) サプライチェーンの上流(原料調達)における個別インパクト

- ✓ インパクトカテゴリー：
「雇用」、「気候」、「生物多様性と生態系サービス」及び「包摂的で健全な経済」
- ✓ 内容：
環境と人権に配慮したサステナブル調達
調達過程における NDPE（森林破壊ゼロ、泥炭地開発ゼロ、搾取ゼロ）を目的とした、サプライチェーン改善活動及び RSPO 等の取り組み
- ✓ 対応方針：
トレーサビリティの向上を図るとともに、第三者監査、二者監査等を通じて、不二製油グループの意向を伝達し、サプライヤーにおける人権・環境配慮の活動を推進させる。
- ✓ KPI：
搾油工場までのパーム油トレーサビリティスコア
グリーンバンスメカニズムに登録されている事案の件数

(2) サプライチェーンの中流(生産・加工)における個別インパクト

- ✓ インパクトカテゴリー：
「気候」、「水」及び「廃棄物」
- ✓ 内容：
各グループ会社の主に製造工程において使用されるエネルギー、水などのユーティリティ、及び同じく排出される CO₂、水、廃棄物の削減
- ✓ 対応方針：
環境ビジョン 2020 及びその後継の環境ビジョン 2030（2019 年策定予定）の目標達成に向けた取り組みを推進する。
- ✓ KPI：
「CO₂ 排出量」、
「年間給水量原単位」、
「廃棄物総排出量原単位」
「再資源化率」（国内）

(3) サプライチェーンの下流(消費)における個別インパクト

<p>✓ インパクトカテゴリー: 「食糧」、「保健・衛生」</p> <p>✓ 内容: plant-based food solutions (植物性食品素材による世界の社会課題の解決) の推進と食の安全・安心・品質の確保の取り組み</p> <p>✓ 対応方針: 価値創出の源泉である独自の分別・分離技術及び再調整加工技術をさらに高度化するとともに、社外との連携を強化しグローバルな共創を加速する。 おいしい食素材で健康寿命に貢献する。 食の安全と品質を徹底するための体制を構築し、認証を取得する。</p> <p>✓ KPI: 地球環境負荷の低い植物性タンパク質による食資源不足の課題解決への貢献。 植物性たん白源の普及のため、おいしさの追求と消費者に選択する意義を理解していただく仕組みづくり。 健康油脂 (安定化 DHA・EPA) や大豆ペプチドの開発の促進。 グループ全体での品質保証体制の構築と不二製油株式会社の全工場における 2020 年 3 月末までの FSSC22000 または ISO2200 の取得。</p>
--

3-2. JCR による評価

アウトプットの確認モニタリング指標として抽出されたインパクト (KPI) の影響度を、PIF 原則で提示されている 5 要素 (①多様性、②有効性、③効率性、④倍率性、⑤追加性) から検討を行った。

<p>① 多様性 : 多様なポジティブ・インパクトがもたらされているか</p> <p>不二製油グループ本社では同社の事業活動を、サプライチェーンの上流・中流・下流と分けて整理することで事業活動全般にわたり想定されるプラスとマイナスのインパクトを特定している。主に上流と下流における社会的成果 (持続可能な調達、安全な食の提供等) と中流における環境へのネガティブな影響の低減で構成されており、インパクトカテゴリーとして特定されているものは9種類あり、多様性に富んでいる。</p>
<p>② 有効性 : 大きなインパクトがもたらされているか</p> <p>具体的な対応方針が明確であり、事業活動を通じて適切な配慮を行うことにより、いずれのKPIも達成可能性が高く、有効な成果を期待することが出来る。</p>
<p>③ 効率性 : 投下資本に対し相対的に規模の大きいインパクトが得られているか。</p> <p>インパクト指標がサプライチェーン全体に及んでいること、また特にサステナブル調達や環境配慮については、途上国を含む世界的なインパクトの低減であり、投下資本に対して相対的に規模の大きいインパクトを期待できるものと思われる。</p>
<p>④ 倍率性 : 公的資金または寄付に対する民間資金活用の度合い</p> <p>当社の定めるインパクト発現にあたっては、本項目は評価対象外である。</p>

⑤ 追加性：追加的なインパクトがもたらされているか。
SDGsが未達或いは対応不足の領域への対処を促しているか。
SDGs実現のための大きな前進となっているか。

各指標がSDGs17の目標及び169のターゲットのうち、以下にリストアップしたとおり、複数の目標及びターゲットに追加的なインパクトをもたらすものと考えられる。





(1) サステナブル調達に資する SDGs 目標・ターゲット

	目標 8：働きがいも経済成長も
	ターゲット 8.5, 7, 8
	目標 12：つくる責任 つかう責任
	ターゲット 12.2, 6
	目標 14：海の豊かさを守ろう
	ターゲット 14.1,
	目標 15：産業と技術革新の基礎をつくろう
	ターゲット 15.1, 2, a, c

(2) 「生産活動における環境負荷低減」に資する SDGs 目標とターゲット

	目標 6：安全な水とトイレを世界中に
	ターゲット 6. 3, 4, a,
	目標 11：住み続けられるまちづくりを
	ターゲット 11. 6
	目標 12：つくる責任 つかう責任
	ターゲット 12. 3, 4, 5
	目標 13：気候変動に具体的な対策を
	ターゲット 13. 1, b

(3) 「食の創造によるソリューション提供と食の安全・安心・品質」が資する SDGs 目標とターゲット

	<p>目標 1 : 貧困をなくそう</p>
	<p>ターゲット 1.4, 5</p>
	<p>目標 2 : 飢餓をゼロに</p>
	<p>ターゲット 2.3, 5, a,</p>
	<p>目標 3 : すべての人に健康と福祉を</p>
	<p>ターゲット 3.2, 4, 8</p>
	<p>目標 9 : 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>
	<p>ターゲット 9.5, b</p>

4. インパクト指標のモニタリング内容と方法の適切性

不二製油グループ本社は、KPIとして列挙した事項につき、統合報告書、サステナビリティ・レポート、ウェブサイト等で開示する予定である。また、当該開示事項については、三井住友信託銀行が定期的に達成状況を確認し、必要に応じヒアリングを行うこととなっている。以上から、モニタリング内容と方法は適切であると JCR では評価している。

5. PIF フレームワークの活用状況

上記項番 1～4 で詳述した通り、不二製油グループ本社は、ポジティブ・インパクト評価を、ポジティブ・インパクト金融原則の枠組みに沿って実施している。したがって PIF フレームワークが十分に活用されていると評価している。

IV. 三井住友信託銀行の PIF の商品組成及びフレームワークについて

三井住友信託銀行の PIF 評価フレームワークについて、商品組成の適切性と社内規定・体制整備状況および今般の PIF 評価手続きの適切性について、以下の項目によって PIF 原則との整合性を確認した結果、全項目について、その要件を満たしていることを確認した。

1. 原則1 定義

原則	JCRによる確認結果
<p>ポジティブ・インパクト金融はポジティブ・インパクト・ビジネスのための金融である。</p>	<p>本件は、三井住友信託銀行がポジティブ・インパクト・ビジネスを支援するために実施するポジティブ・インパクト金融と位置付けられている。</p>
<p>持続可能な開発の3つの側面（経済、環境、社会）のいずれかにおいて潜在的なマイナスの影響が適切に特定され緩和され、なおかつ少なくともそれらの一つの面でプラスの貢献をもたらす。</p>	<p>サステナブル調達及び環境負荷削減については、持続可能な3つの側面のうち、特に環境と社会の両側面においてプラスのインパクトをもたらすものであることが確認されている。マイナスの側面が特定・緩和されることも確認されている。</p> <p>消費(PBFS)についても定性的なプラスのインパクトが期待できることを確認した。</p> <p>ただし、各指標のインパクトを測る尺度が、今後 PIF 案件を複数実施していく中で、さらに具体的に定められることが望まれる。</p>
<p>ポジティブ・インパクト金融は、持続可能性の課題を総合的に評価することから、持続可能な開発目標（SDGs）における資金面での課題に対する直接的な対応策の一つとなる。</p>	<p>SDGs との関連性は発行体によって明確化されており、当該目標に直接的に貢献し得る対応策である。</p>
<p>この原則は、全てのカテゴリーの金融商品を対象とし、それを支える事業活動に適用される。</p>	<p>今回のファイナンスは、三井住友信託銀行による不二製油グループ本社の子会社による事業活動全般を支えるローンである。</p>
<p>ポジティブ・インパクト金融はセクター別ではない。</p>	<p>三井住友信託銀行は、セクターによる抽出の基準を持っているわけではない。不二製油グループ本社の子会社による事業活動全般を精査し、その中から当社のマテリアリティを抽出、そのポジティブ・インパクトを見出している。（ただし、当行が融資方針として排除しているセクターは除くこととなっている。）</p>
<p>ポジティブ・インパクト原則は、持続可能性の課題における相互関連性を認識して、一つの分野だけではなく、しかもグローバルに、インパクト（影響）のプラス面とマイナス面双方を評価するものである。</p>	<p>当社の分析に際しては、インパクトのプラス面とマイナス面に着目し、むしろ現在ネガティブな恐れのある項目について、ポジティブなインパクトをもたらすよう改善を試みる活動目標が設定されている。</p>

2. 原則2 フレームワーク

原則	JCRによる確認結果
<p>ポジティブ・インパクト金融を実行するには、事業主体（銀行、投資家）が、その事業活動、プロジェクト、プログラム、および/または当該法人のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための十分なプロセス、方法、ツールが必要である。</p>	<p>三井住友信託銀行では、ポジティブ・インパクトを特定しモニターするためのプロセス・方法・ツールを開発していることを確認した。上記の点に関し、運営要領として詳細な規定がなされており、職員への周知徹底と評価の一貫性を維持するには有効な内容となっている。</p> <p>一方、今後案件数を重ねる中で、銀行として融資判断の参考とし得るポジティブ・インパクトの尺度について、具体的な基準を検討することで、より効果的な PIF が実行し得るものと考えられる。</p>
<p>ポジティブ・インパクトを判断するための一定のプロセス、基準、方法を設定する。分析には、活動、プロジェクト、プログラムだけでなく、子会社等も含める。</p>	<p>三井住友信託銀行では、ポジティブ・インパクト・フレームワークに沿って包括的なインパクト分析と個別のインパクトの特定を行うための基準を制定していることを確認した。</p> <p>上記の点に関し、運営要領において詳細な規定がなされており、職員への周知徹底と評価の一貫性を維持するには有効な内容となっている。</p>
<p>ポジティブ・インパクトの適格性判断に、従来の ESG リスク管理プロセスを適用する。</p>	<p>三井住友信託銀行はインパクトの測定に際し、UNEP FI から公表されているインパクト・レーダーをツールとして使用している。</p> <p>また、参照とするタクソノミ、国際的イニシアティブ等も明文化されている。</p>
<p>金融商品として有効な期間全般にわたり、意図するインパクトの達成状況をモニターし、検証するためのプロセス、基準、方法を確立する。</p>	<p>三井住友信託銀行は、当該ファイナンスの返済期限まで、インパクトの達成状況をモニターする契約となっていることを確認した。また、具体的な検証するためのプロセス、基準、方法について社内規定を作成したこと、またその適切性について確認した。</p>
<p>上記のプロセスを実行するために、必要なスキルをもち、然るべき任務を与えられたスタッフを配置する。</p>	<p>三井住友信託銀行内部に上記プロセスを実行するために必要なスキルを持つ担当部署と担当者があることを確認した。</p>
<p>上記プロセスの導入が適切かどうかについては、セカンドオピニオンおよび/または第三者による保証を求めることが推奨される。</p>	<p>不二製油グループ本社は、今般 JCR にセカンドオピニオンを依頼している。</p>

<p>プロセスを随時見直し、適宜更新する。</p> <p>例えば、商品、プロジェクトあるいは顧客に関する研修や定期的なレビューの際など、既存のプロセスと同時に行うことができる。</p>	<p>三井住友信託銀行の社内規定により、プロセスは随時見直し、適宜更新される予定である。</p>
<p>一般に広く認められた既存のツール、基準、イニシアティブがあればそれらを有効に活用することができる。(例えば、プロジェクトファイナンスにおける、赤道原則は、リスクマネジメントのスタンダードとして活用できる)。</p>	<p>インパクト評価で用いている指標及び参考とする基準はインパクト・レーダーに明記されている。</p>

3. 原則3 透明性

原則	JCRによる確認結果
<p>ポジティブ・インパクト金融を提供する主体（銀行、投資家など）は以下のような点について透明性の確保と情報開示が求められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポジティブ・インパクトとして資金調達した活動、プロジェクト、プログラム、および/または投融資先の事業主体の意図したポジティブ・インパクトについて(原則1に関連)。 ・適格性を判断し、影響をモニターし検証するために確立されたプロセスについて(原則2に関連)。 ・資金調達した活動、プロジェクト、プログラム、および/または投融資先の事業主体が達成したインパクトについて(原則4に関連) 	<p>本第三者意見を取得、開示することで透明性を確保している。</p> <p>不二製油グループ本社は、KPIとして列挙した事項につき、統合報告書、サステナビリティ・レポート、ウェブサイト等で開示する予定である。また、当該開示事項については、三井住友信託銀行が定期的に達成状況を確認し、必要に応じヒアリングを行うこととなっていることから、透明性を確保している。</p>

4. 原則4 評価

原則	JCRによる確認結果
<p>事業主体が提供する PIF は意図するインパクトの度合いによって評価されなければならない。</p>	<p>三井住友信託銀行は、PIF 実施に当たり、PIF 原則4に掲げられた5要素(①多様性、②有効性、③効率性、④倍率性、⑤追加性)に基づき評価している。</p> <p>JCRでは、当該評価の妥当性につき、第三者意見を述べるに際して、十分な情報の提供を受け、個々のKPIのインパクトの度合いについては必ずしも明確に比較出来なかったものの、5要素のうち今次PIFが対象とし得る4要素について、インパクトの度合いを定性的に確認した。</p>

V. 結論

以上の考察から、JCRは、今次第三者意見の提供対象である不二製油グループ本社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンスが、(1)国連環境計画金融イニシアティブが定めたポジティブ・インパクト金融原則及びポジティブ・インパクト金融実施ガイド（モデル・フレームワーク）に適合していること、(2)三井住友信託銀行が適切な評価手続きを経て同ファイナンスの決定を行っていることを確認した。

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、国連環境計画金融イニシアティブが策定した以下の原則及びガイドを参照しています。

ポジティブ・インパクト金融原則

資金使途を限定しないポジティブ・インパクト・ファイナンス モデル・フレームワーク

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見書を提出する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であると問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見書は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル